

米 国：電子渡航認証システム(ESTA)について（11月21日現在）

基本情報

2009年1月12日以降にビザ免除プログラムを利用し、無査証で米国へ渡航・通過する場合、電子渡航認証システム(ESTA)による渡航認証を取得する必要があります。渡航認証の有無は、米国へ出発する際の航空(船)会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合、搭乗(乗船)することはできません。なお、渡航認証の取得が義務化される2009年1月11日までは、I-94Wの記入、提出が必要です(※1)。米国入国に際し、査証が必要となる方(就労や留学など、短期観光・商用以外の目的で渡米する方、及び査証免除の対象となっていない国籍の方)は渡航認証の取得は不要です。グアム査証免除プログラムを利用しグアムに渡航する方、陸路で米国に入国する方もESTAの取得は不要です。サイパンについては、米国の行政制度は適用されなないため入国に際してESTAの取得は不要です(※2)。

2008年11月17日より、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、大韓民国、スロバキア共和国が米国査証免除プログラムに追加されました。

これらの国籍の方は11月17日より、査証免除プログラムを利用し、無査証で米国へ渡航・通過する場合、渡航認証が必要となります。

詳細は米国大使館ウェブサイト(<http://tokyo.usembassy.gov/pdfs/wwwf-visa-waiver-checklist-j.pdf>)(PDFファイル)で確認ください。

(※1) 航空会社によっては1月12日以降もI-94Wが必要となる場合があります。

(※2) サイパンは今後、米国の制度が適用されESTAが必要となる可能性があります、時期等は未定です。

＜渡航認証はどこで取得するのか＞

米国CBP(税関国境警備局)のウェブサイトのURL(<https://esta.cbp.dhs.gov>) から申請し取得します。

申請は米国入国時に記入するI-94Wの設問とほぼ同じものをオンラインで入力します。入力データはCBPのデータベースに照会され、承認、保留、拒否の3種類から1つの回答を受けとります。承認された場合、渡航認証・取得となり無査証で渡米が可能です。ただし、米国への入国が認められることを証明するものではありません。入国の最終決定は入国地で移民審査官が行います。保留の回答を受けた場合は、再度ESTAにアクセスし最終回答を得る必要があります。回答は申請から72時間以内に行われます。拒否の回答を受けた場合は、査証申請が必要です。大使館ウェブサイト(<http://tokyo.usembassy.gov/tj-main.html>)から申請します。

いずれの回答にも、申請番号が付与されるので、回答画面を印刷するなどして番号を控える必要があります。CBPのウェブサイトは8月1日から始動し、任意申請受けを開始しています。

＜渡航認証はいつまでに取得するのか＞

遅くとも米国へ出発する72時間前までには渡航認証を取得することが推奨されています。ただし、ESTAは、搭乗直前および緊急の渡航者にも対応可能です。

＜取得した渡航認証の有効期間＞

取得から2年間有効で、取得した時点で旅券の有効期限が2年未満の場合は旅券の有効期限までとなります。渡航認証の有効期間中に旅券に記載されている情報に変更があった場合は、新たに渡航認証を取得する必要があります。旅券以外の情報の変更についてはESTAのアップデート(更新)となりますが、これら情報の入力には必須となっていません。

更に詳しく

- ◆ ESTA申請サイトのヘルプ／日本語
https://esta.cbp.dhs.gov/esta/WebHelp/helpScreen_ja.htm
- ◆ 米国大使館ウェブサイト／日本語
<http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

◆ CBPウェブサイト／英語

<https://esta.cbp.dhs.gov/>

◆ 米国大使館・領事館で行われた説明会での質疑応答

< 渡航認証の拒否について >

Q1) 渡航認証が拒否される理由はどんなものがあるのか。

A1) 過去に米国に不法滞在した、米国滞在中に滞在資格が失効した、国を問わず逮捕歴がある、米国入国が拒否された、米国査証申請が却下された、などが主なもの。

Q2) 渡航認証の申請時に誤って入力をし認証が拒否された。再取得は可能か。

A2) 拒否となった日から10日後に正しい情報で申請すれば、改めて審査される。ESTAを申請する際は、入力データを送信する前に最終確認画面が表示されるので、その画面で内容に間違いがないか確認して欲しい。

Q3) 現在、査証発給まで約1週間かかっている。例えば、渡航まで1週間をきって渡航認証を申請し「拒否、査証申請が必要」とされた場合、緊急で査証発給してもらえらる優先枠は設けられるか。

A3) 優先枠は設けられない。従来からある緊急申請枠は利用できるが、渡航認証が拒否された方は査証発給にもそれなりに時間を要するものと理解してほしい。

< 搭乗（乗船）前のチェックインについて >

Q4) 米国への出発時、搭乗前のチェックインで渡航認証の有無を確認されるが、その際、登録内容（行き先があるか、便名があるか等）の確認もされるのか。

A4) 登録内容の確認まではされない。また、申請画面でプリントアウトした申請番号の提示は不要。

< 渡航認証のアップデート（更新）について >

Q5) 渡航認証の取得後、申請番号を忘れて情報を更新できない場合、どうすればよいか。

A5) 再取得して問題ない。

Q6) 渡航認証の取得後、渡航直前に利用便名や滞在先等が変更した場合、必ず情報を変更する必要があるのか。

A6) 空港にPCが設置されていれば変更できるが、変更できなければ入国地で申告してもよい。

以上

Copyright(C) 2008 JATA(Japan Association of Travel Agents) All rights reserved